

三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン

平成２９年６月３０日

令和５年４月１２日改訂

三 重 県

目 次

1	策定の背景	・ ・ 1
2	目 的	・ ・ 2
3	ガイドラインの適用対象施設	・ ・ 2
4	用語の整理	・ ・ 3
5	事業者が実施する遵守事項、推奨事項	・ ・ 4
(1)	企画立案時	・ ・ 4
ア	土地及び周辺環境の調査、土地の選定、関係手続	・ ・ 4
(ア)	関係法令、条例の遵守	・ ・ 4
(イ)	十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定が必要な区域	・ ・ 4
イ	地域との関係構築	・ ・ 11
(ア)	県への相談	・ ・ 11
(イ)	市町への相談	・ ・ 11
(ウ)	地域住民とのコミュニケーション	・ ・ 11
(2)	設計・施工時	・ ・ 12
ア	土地、発電設備の設計	・ ・ 12
イ	施工	・ ・ 12
ウ	周辺環境への配慮	・ ・ 13
(3)	運用・管理時	・ ・ 13
ア	保守点検・維持管理	・ ・ 13
イ	非常時の対処	・ ・ 13
ウ	周辺環境への配慮	・ ・ 14
(4)	撤去・処分時	・ ・ 14
ア	撤去・処分等	・ ・ 14
イ	廃止届の提出	・ ・ 15
6	県、市町の役割	・ ・ 15
(1)	県の役割	・ ・ 15
(2)	市町の役割	・ ・ 15
7	その他	・ ・ 15
<資料>		
	○様式「事業概要書」	・ ・ 17
	○「太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧」	・ ・ 19
	○国・県ガイドラインの手続きフロー	・ ・ 25

1 策定の背景

平成 24 年 7 月に再生可能エネルギー固定価格買取制度（以下、「F I T 制度」といいます。）が導入され、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーによる発電設備の導入が大幅に進みました。

三重県では、平成 28 年 3 月に改定した「三重県新エネルギービジョン」において、県として我が国の抱えるエネルギーの課題に地域から積極的に貢献していくことを基本的な考え方としました。

太陽光発電については、日照時間が全国平均より長い地域特性を生かし、令和 12 年度までに 219.3 万 kW を導入するとした長期目標を掲げ、大規模な太陽光発電施設や、家庭や事業所の屋根などに設置する自家消費型の太陽光発電設備の導入を促進しています。

一方、太陽光発電施設の設置については、事業計画の早い段階から地域住民への情報が提供されず、県内においても、自然環境や景観との調和が、地域課題として顕在化してきたことから、「三重県新エネルギービジョン」において、計画段階での施設設置に関する情報提供、自然環境・景観への配慮、市町との協議等を太陽光発電事業者（以下、「事業者」といいます。）に働きかけることなどを明記したところです。

また、国においても、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、「F I T 法」といいます。）を改正し、再生可能エネルギー発電施設と地域の共生を図るため、関係法令や条例の違反等が判明した場合には、改善命令、認定の取消を可能とする制度改正が行われ、平成 29 年 4 月から適用されています。

さらに、事業者が F I T 法に基づき、適正な事業実施の確保を図るため、保守点検等の実施や関係法令遵守のほか、自治体や地域住民とのコミュニケーション、防災、環境保全、景観保全等の考慮などを求める「事業計画策定ガイドライン」（以下、「国のガイドライン」といいます。）を平成 29 年 3 月に策定しました。

また、一部の市町では、太陽光発電施設と地域の調和に係る条例制定や、太陽光発電施設設置の届出を求めるガイドライン策定に取り組んでいます。

こうした国の制度改正や県内市町の動きに併せて、県は、太陽光発電施設の設置にあたり、計画段階から地域住民、市町、県に情報が提供され、設計、施工、運用、廃止の各段階で地域との調和が図られるよう、事業者の遵守事項等を示したガイドラインを策定しました。

2 目的

太陽光発電施設の設置に伴い、防災・環境・景観上の懸念が生じ、地域住民との関係が悪化する等、様々な問題が顕在化していることから、事業者による計画の早い段階からの地域住民への情報提供、法令や条例の遵守、地域住民の理解を得ながらの事業推進等を図ることにより、安全、安心な県民の暮らし、三重の豊かな自然環境と調和がとれた太陽光発電施設の適正な導入を進めることを目的とします。

また、防災、環境保全、景観保全の観点から、太陽光発電施設の設置にあたり、関係法令、条例の規定により、許可、届出を要する区域を、十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定を行うことが必要な区域として設定します。

3 ガイドラインの適用対象施設

本ガイドラインは、再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（F I T／F I P制度）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画（以下、「事業計画」といいます。）の新規認定申請（認定申請中を含む）を行う、次の施設を対象とします。

（対象施設）

- ・設 備 太陽光発電施設
- ・設置場所 三重県内（隣接府県にまたがる場合を含む）
- ・施設規模 出力 50 k W以上

- ・ 建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。
- ・ 出力は、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の値

※ なお、国のガイドラインは、施設規模に関係なく、全ての太陽光発電施設を対象としていますので、出力 50 k W未満の太陽光発電施設についても、国のガイドラインの規定に従う必要があります。

- ① 本ガイドライン施行以前に、F I T法に基づき事業計画の認定申請を行った施設、及び改正前（H29.3.31 以前）のF I T法に基づき設備の認定申請を行った施設についても、本ガイドラインの対象（5（1）企画立案時ア、イ（ア）、イ（イ）を除く）とします。

また、再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（F I T／

F I P制度、R4. 4. 1 施行) 以前にF I T法に基づき事業計画の認定申請を行った施設も対象とします。

- ② 機器メーカー、設計事業者、施工事業者、保守点検及び維持管理を行う事業者及びコンサルタント業務等の太陽光発電事業に関連する業務に従事する事業者についても、本ガイドラインを参考にしながら事業を行うことが望まれます。
- ③ 管理責任を負うものが不明であると危険な状態への速やかな対応ができないことから、出力規模に関わらず全ての太陽光発電施設（建築物に設置されるものを除く）について、発電事業者あるいは保守点検責任者の連絡先を明示した標識の掲示を行ってください。
- ④ 市町が独自に太陽光発電施設の設置に係る条例、指導要綱、ガイドライン等を定めて取り組んでいる場合、本ガイドラインは、原則、適用外となります。市町の条例等が適用されることとなりますので、市町に相談の上、必要な手続きを行ってください。

4 用語の整理

① 再生可能エネルギー発電事業計画

再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（F I T／F I P制度）第9条に規定する再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画をいいます。再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（F I T／F I P制度）に基づき電気を供給する事業を行おうとする者は、国による本事業計画の認定を受ける必要があります。

② 太陽光発電事業者

太陽光発電により、電気を供給する事業を行う者をいいます。

③ 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）

再生可能エネルギー発電事業者（太陽光発電事業者）が再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（F I T／F I P制度）に基づき、「遵守が求められる事項」、及び法目的に沿った適切な事業実施のために「推奨される事項」について、それぞれの考え方を記載した国のガイドラインのことをいいます。

事業計画の認定申請にあたっては、国のガイドラインに従って適切に事業を行うことに同意する必要があります。

④ 開発計画

太陽光発電施設の設計・施工やこれらに伴って必要となる手続その他の行為について定めた計画をいいます。

⑤ 開発行為

太陽光発電施設の設置、増設をいいます。

⑥ 地域住民

太陽光発電施設の設置に伴い生活環境に著しく影響を受けるおそれのある住民（例 事業区域に隣接する土地・建物の所有者、周辺区域に居住する住民等）をいいます。

⑦ 不適切案件

関係法令、条例等の違反案件（是正措置中のものを除く）をいいます。

5 事業者が実施する遵守事項、推奨事項

本ガイドラインは、国のガイドラインに定める「適切な事業実施のために必要な措置」のうち、

- ① 事業者が実施する「遵守事項」、「推奨事項」に関する自治体との手続き
- ② 十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定が必要な区域の設定
- ③ 周辺環境への配慮事項

などを中心に取りまとめています。

太陽光発電事業の実施にあたっては、再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（FIT／FIP制度）の規定及び国のガイドラインを遵守してください。なお、以降の文章において、国のガイドラインに記載の「遵守が求められる事項」、「推奨される事項」に該当する事項には（国）と表記します。

（１）企画立案時

ア 土地及び周辺環境の調査、土地の選定、関係手続

（ア）関係法令、条例の遵守

- ① 事業者は、関係法令、条例の規定に従い、土地及び周辺環境の調査を行うことが必要です。（国）
- ② 事業者は、土地の選定に当たっては、事前に土地の利用可能性の確認に努めてください。（国）
- ③ 関係法令、条例で規定される必要な措置や手続き等については、国、県、市町に確認及び相談し、関係法令、条例の規定を遵守することが必要です。（国）

（イ）十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定が必要な区域

国のガイドラインでは、土地の選定、開発計画の策定にあたり、「関係法令、条例の適用されている土地や周辺環境においては、発電設備の設置に適さない土地である場合もあり、事業実施に適しているか

について十分に検討を行うことが重要」としています。

本ガイドラインでは、国のガイドラインの考え方をふまえ、関係法令、条例の規定による許可、届出が必要な区域を基本に、「設置するのに適当でない区域」、「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」を設定し、十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定が必要な区域とします。

なお、区域設定は本ガイドラインにおいて独自に定義するものであり、関係法令、条例の規定により定義されるものではありません。

① 設置するのに適当でない区域

関係法令、条例の規定により開発行為が厳しく制限（原則不許可など）されている区域や、防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し、許可を要する区域

② 設置するのに十分な検討や調整が必要な区域

関係法令、条例の規定により防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し、許可、届出を要する区域

「設置するのに適当でない区域」

「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」

関係法令	対象区域等	理由	区域設定
自然公園法 （自然公園条例）	特別保護地区	優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、開発行為を制限している区域であるため。	設置するのに適当でない区域
	第1種特別地域		
	第2種特別地域		
	第3種特別地域		
	普通地域※ ¹	優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、一定規模以上の工作物の設置等を制限している区域のため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域

自然環境保全法（自然環境保全条例）	自然環境保全地域の特別地区	自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全のため、工作物の設置等を制限している区域であるため。	設置するのに適当でない区域
	自然環境保全地域の普通地区※ ²	自然環境保全地域のうち、特別地区に含まれない区域である普通地区については、地域実情に応じて自然環境への影響を考慮し、生物の多様性の確保を図る必要があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備等のために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等を厳しく規制しているため。	設置するのに適当でない区域
三重県水源地域の保全に関する条例	特定水源地域	水源地域のうち、水道事業の水源として水を供給していることから、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため、特に保全が必要な区域であるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
農地法 農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されているため。	設置するのに適当でない区域
	甲種農地		
	第1種農地		
	第2種農地	周辺地域との調和や農地確保の観点から、一定の配慮が求められる区域であるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
	第3種農地		

	市街化区域内の農地	計画的な市街地化が図られる区域であり、周辺地域との調和が必要な区域であるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
鳥獣保護管理法	鳥獣保護区内の特別保護地区	鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、特に必要があると認める区域であるため。	設置するのに適当でない区域
景観法（三重県景観づくり条例）※ ³	熊野川流域景観計画区域	世界遺産・熊野川を有する地域にふさわしい景観を形成していくために、世界遺産の登録資産（コアゾーン）及び緩衝地帯（バッファゾーン）と一体的な保全が求められる区域であるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
河川法	河川区域（河川予定地も含む）	河川における流水の正常な機能を維持させるとともに、洪水、津波、高潮等による災害を防止するために行為の制限を設けている区域であるため。	設置するのに適当でない区域
	河川保全区域	洪水、津波、高潮等による災害を防止するための施設や河岸を守るために、一定の制限を設けている区域のため	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
三重県土採取規制条例	土の採取区域	土の採取に伴う災害を防止するために、土の採取を行う場合に認可が必要な場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域

海岸法	海岸保全区域	堤防の損傷等による治水上の支障を防止するため、工作物の設置については許可が必要な場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
港湾法	港湾隣接地域	港湾の適正な利用を確保するため、工作物の設置については許可が必要な場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
	臨港地区		
漁港漁場整備法	漁港区域	工作物の設置については許可が必要な場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
土壌汚染対策法	要措置区域	土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域であるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
	形質変更時要届出区域	土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域であるが、土地の形質変更時に届出が必要となるため。	
砂防法（砂防指定地等管理条例）	砂防指定地	土砂災害を防止するために、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域

地すべり等防 止法	地すべり防止区 域	地すべりを防止するた めに、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な 場合があるため。	設置するの に十分な検 討や調整が 必要な区域
急傾斜地法	急傾斜地崩壊危 険区域	急傾斜地の崩壊による災 害を防止するために、土地 の形状変更や工作物の設 置に許可が必要な場合が あるため。	設置するの に十分な検 討や調整が 必要な区域
都市計画法	風致地区 【関係市町：四日 市市、津市、多気 町、伊勢市、鳥羽 市】	自然的な要素に富んだ土 地の良好な景観を守るた め、建築物等の建築、竹林 等の伐採等が規制されて いる都市における風致を 維持するために定める区 域であるため。	設置するの に適当でな い区域
生産緑地法	生産緑地地区 【関係市町：四日 市市、桑名市】	良好な都市環境の形成に 資するため、農林漁業との 調整を図りつつ、都市部に 残存する農地の計画的な 保全を図ることが必要な 区域であるため。	設置するの に適当でな い区域
文化財保護法 (文化財保護 条例)	埋蔵文化財包蔵 地	土木工事が埋蔵文化財に 影響を及ぼす場合は、記録 保存のための発掘調査を 実施する必要がある、事業 計画段階からの調整を要 するため。	設置するの に十分な検 討や調整が 必要な区域
	史跡・名勝・天然 記念物の指定地 (世界遺産の登録 資産含む)	文化財の価値保全のため に、指定地内の現状変更等 が厳しく制限されている ため。	設置するの に適当でな い区域

世界遺産条約 (関係市町) 景観保護条例	世界遺産 【関係市町：大紀町、紀北町、尾鷲市、御浜町、熊野市】	世界遺産特有のものとして資産の周囲に設けられている緩衝地帯(バッファゾーン)として指定された区域であり、登録資産(コアゾーン)との景観調和の観点から、一定の配慮が求められる区域であるため。	設置するのに適当でない区域
三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	埋立て等区域	土砂等の埋立て等に対して災害の未然防止及び生活環境の保全を図るため、土砂等の埋立て等を行う場合、許可が必要な場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
農業用ため池の管理及び保全に関する法律	特定農業用ため池	特定農業用ため池を保全するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域

※1：同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が1,000m²を超えて、かつ、三重県景観計画の景観形成基準にある「主要な視点場」から眺望できる区域に限る。

※2：水平投影面積が200m²を超える施設を設置する場合に限る。

※3：景観法における「景観行政団体」に該当する10市(津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、伊賀市)については、本ガイドラインによる区域設定は行わない。

③ 上記区域外

① ②の限定された区域以外であっても、土地の選定にあたっては、別表「太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧」を参考に、十分な検討や調整を行う必要があります。

さらに、太陽光発電施設の設置に関し、関係法令、条例の規制がない区域(例 土砂災害防止法の土砂災害警戒区域、都市計画法の住居専用地域や商業地域など)についても、防災、環境保全、景観保全の観点から、地域住民の理解が得られず、事業が進まないケースや、想定していなかったコストの発生など、様々な事業リスクが生じる可能性があります。

区域指定にかかわらず、地域住民の生活環境に直接影響のある

地域では、地域住民の声に十分配慮し、土地の選定、開発計画の策定を行ってください。

イ 地域との関係構築

(ア) 県への相談

- ① 事業者は、本ガイドラインに係る確認、相談については、県の窓口へ問い合わせてください。
- ② 事業者は、次の内容を記した事業概要書（様式1）を県へ提出してください。
 - ・施設設置予定場所（住所）
 - ・事業予定地の面積（㎡）
 - ・事業予定地の登記地目
 - ・土地所有者名
 - ・発電事業者（事業者名、代表者名、住所、電話番号、担当者名等）
 - ・総発電出力（kW）
 - ・事業認定申請予定（年月）
 - ・設置工事着手予定（年月）
 - ・運転開始予定（年月）
 - ・事前説明を予定している地域
 - ・その他（位置図、配置図等）
- ③ 事業者は、事業概要書の提出後に主要事項に変更があった場合には、事業概要書（変更）（様式2）を作成のうえ、県へ提出してください。

(イ) 市町への相談

- ① 事業者は、地域とのコミュニケーションを図るにあたり、事業概要書を市町に提出し、配慮すべき地域住民の範囲や説明会の開催、戸別訪問など具体的な対応方法について相談してください。
- ② 事業者は、事業概要書の提出後に主要事項に変更があった場合には、
④ 事業概要書（変更）（様式2）を作成のうえ、提出してください。
- ③ 事業者は、施設設置予定場所に近接する市町に対しても、防災、環境保全、景観保全等の観点から、影響が懸念される場合においては、設置場所の市町と同様に当該市町に相談し、地域とのコミュニケーションを図ってください。

(ウ) 地域住民とのコミュニケーション

- ① 事業者は、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニ

ケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めてください。(国)

- ② 事業者は、地域住民とのコミュニケーションを図るにあたり、事業概要書等を用い、地域住民に説明してください。
- ③ 事業者は、地域住民とのコミュニケーションを図るため、配慮すべき地域住民の範囲や説明会の開催、戸別訪問など具体的な対応方法について市町に相談してください。

また、太陽光発電施設の設置予定場所に隣接する水路等への排水や土砂流出について、事前に当該水路管理者に相談しておくことが必要です。

- ④ 事業者は、設計・施工、運用・管理、撤去・処分等の計画や排水、土砂流出などについて説明を求められた場合には、事業計画作成の早い段階で、改めて地域住民へ説明してください。
- ⑤ 事業者は、地域住民から本事業に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、合意書、協定書等の締結等を含め、誠意をもって対応し、理解を得られるよう努めてください。

(2) 設計・施工時

ア 土地、発電設備の設計

- ① 事業者は、関係法令、条例の規定に従い、土地開発の設計を行うことが必要です。(国)
- ② 事業者は、関係法令、条例がない又は適用されない場所においても、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全のための適切な土地開発の設計を行うように努めてください。(国)
- ③ 事業者は、関係法令、条例の規定に従い、発電設備の設計を行うことが必要です。(国)
- ④ 事業者は、防災、環境保全、景観保全を考慮し発電設備の設計を行うように努めてください。(国)

イ 施工

- ① 事業者は、関係法令、条例の規定に従い、施工を行うことが必要です。(国)
- ② 事業者は、設置工事に伴う資材や廃棄物等を周辺に影響がないよう関係法令、条例等に従い、適切に処理するように努めてください。(国)

ウ 周辺環境への配慮

- ① 事業者は、設計・施工にあたり、長期的な地域との共生、事業を円滑に進めるため、地域住民に与える騒音、電磁波、反射光等の影響を考慮し、地域住民の良好な生活環境を害することのないよう、適切な措置を講ずるよう努めてください。(国)
- ② 事業者は、出力 20 kW 以上のものについて、外側から見えやすい場所に事業者名、保守点検責任者名、連絡先等の事業情報を記した標識を掲示することが必要です。(国)
なお、管理責任を負うものが不明であると危険な状態への速やかな対応ができないことから、本ガイドラインでは出力 20 kW 未満のものについても、発電事業者あるいは保守点検責任者の連絡先を明示した標識の掲示を求めます。
- ③ 事業者は、電気事業法や国のガイドラインに基づき、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、太陽光発電施設の周囲に柵塀などを設置することが必要です。(国)

(3) 運用・管理時

ア 保守点検・維持管理

- ① 事業者は、事業計画の認定申請時に提出した保守点検、維持管理に係る実施計画に則って保守点検、維持管理を行うことが必要です。(国)
- ② 事業者は、発電性能の維持に関する作業（除草時の除草剤利用等）を実施するに当たり、地域住民や周辺環境地域に影響が及ぶことがないように努めてください。(国)

イ 非常時の対処

- ① 事業者は、落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電（運転）状況を確認した上で可能な限り速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認するように努めてください。(国)
- ② 事業者は、発電設備に異常をきたすような落雷・洪水・暴風・豪雪等の発生が予想される場合、事前の点検等を行うように努めてください。(国)
- ③ 事業者は、太陽光発電施設の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、市町及び地域住民へ速やかにその旨連絡するように努めてください。(国)

- ④ 事業者は、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じるように努めてください。(国)
- ⑤ 事業者は、被害が発生し損害賠償責任を負う場合には、適切かつ誠実な対応を行うように努めてください。(国)

ウ 周辺環境への配慮

- ① 事業者は、事業地の管理において、防災や設備安全、環境保全、景観保全などに関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを随時確認してください。また、県、市町、地域住民との間で、設置時に合意した事項などがある場合は、当該合意事項に則して適切に対応してください。(国)
- ② 事業者は、発電設備の周囲に地域住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めてください。(国)
- ③ 事業者は、第三者の侵入があった場合、これを確認できるような措置を講ずるように努めてください。(国)
- ④ 事業者は、防災、環境保全、景観保全の観点から計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うように努めてください。(国)

(4) 撤去・処分時

ア 撤去・処分等

- ① 事業者は、事業を終了した発電設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行うことが必要です。(国)
- ② 事業者は、事業終了後の発電設備の管理に際し、感電防止の観点から、第三者がみだりに発電設備に近づかないよう、適切な措置を講じるように努めてください。(国)
- ③ 事業者は、発電設備を撤去及び処分する場合、環境省「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を参考とするよう努めてください。(国)
- ④ 事業者は、事業終了後の設備の撤去など、県、市町、地域住民と合意した事項がある場合、当該事項に従い責任をもって対応することが必要です。(国)

イ 廃止届の提出

- ① 事業者は、国へ事業の廃止届を行った場合には、速やかにその写しを県、市町に提出してください。

6 県、市町の役割

(1) 県の役割

県は、本ガイドラインの周知に努めるとともに、事業者に対し、県が所管する関係法令、条例に基づく手続き等についての助言等を行います。

- ① 本ガイドラインの周知
- ② 事業者からの相談への対応
 - ・関係法令、条例で規定される必要な措置や手続きの相談対応
 - ・本ガイドラインの説明
 - ・事業者からの「事業概要書」の受け取り
- ③ 市町、事業者からの求めに応じた助言等
- ④ 事業者が国に提出した「廃止届」の写しの受け取り
- ⑤ 関係法令、条例等の違反が疑われる場合には、市町と情報共有を図り、連携して対応するとともに、再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（FIT／FIP制度）に基づく指導・助言、改善命令、認定の取消しの措置について、国に相談を行います。

(2) 市町の役割

市町は、当該市町内に太陽光発電施設を設置しようとする事業者に対し、当該市町が所管する関係法令、条例の規定に基づく手続き、地域住民とのコミュニケーション等についての相談対応を行うこととします。

- ① 事業者からの相談への対応
 - ・関係法令、条例で規定される必要な措置や手続きの相談対応
 - ・事業者からの「事業概要書」の受け取り
 - ・地域住民とのコミュニケーションに関し、配慮すべき地域住民の範囲や住民説明会開催などへの相談対応
- ② 事業者が国に提出した「廃止届」の写しの受け取り

7 その他

- ① 再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（FIT／FIP制度）によらない出力 50kW 以上の太陽光発電施設についても、本ガイドラインを参考に事業を行うことが望まれます。
- ② 不適切案件の概要と地域住民等からの相談件数等を定期的にホームページ

ージ上で公表することとします。

年 月 日

住所

事業者名

(代表者の自著による署名があれば、押印省略可)

事業概要書

- 本事業概要書は、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、三重県内で再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法による「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定を受ける予定の出力 50kW 以上の太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）の設置を計画されている事業者の方が作成するものです。
- 下記事業概要に必要な事項を記入の上、事業計画の早い段階で、県担当課及び施設の設置を計画している市町担当課（太陽光発電施設が複数の市町にまたがる場合は、関係する全ての市町）へ提出願います。県担当課は、本事業概要書に基づき運転開始時までの期間、定期的に進捗状況の確認をさせていただきます。
- 太陽光発電施設の設置予定場所の位置図、配置図を添付してください。

【事業概要】

内 容		記入年月日	年 月 日
1	施設設置予定場所（住所） （複数の地番がある場合は全て記入）		
2	事業予定地の面積（㎡）		
3	事業予定地の登記地目 （複数ある場合各々の地目と面積（㎡）を記入） ※現況地目が登記地目と異なる場合は、右欄に現況地目を記入してください。		
4	土地所有者名		
5	発電事業者	事業者名	
6		代表者名	
7		住 所	
8		電話番号	
9		担当者名	
10		緊急連絡先	
11	総発電出力（kW）		
12	事業認定申請予定		年 月
13	設置工事着手予定		年 月
14	運転開始予定		年 月
15	事前説明を予定している地域		

※事業概要書の提出後に、上記事業概要の主要事項（1～11）が変更となった場合には、様式2 事業概要書（変更）を提出してください。

※提供いただいた情報は、必要に応じ、市町、県、国の間で共有させていただきます。

また、地域住民への説明の際は、本事業概要書に基づき説明を行ってください。

年 月 日

住所

事業者名

(代表者の自著による署名があれば、押印省略可)

事業概要書（変更）

- 本事業概要書（変更）は、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、事業概要書を提出した事業に変更があった場合に事業者の方が作成するものです。
- 下記事業概要に必要事項を記入の上、事業計画に変更があった場合、すみやかに県担当課及び施設を設置する市町担当課（太陽光発電施設が複数の市町にまたがる場合は、関係する全ての市町）へ提出願います。県担当課は、本事業概要書（変更）に基づき、運転開始時までの期間、進捗状況の確認をさせていただきます。

【事業概要】

内 容		記入年月日	年 月 日	変更の有無
1	施設設置予定場所（住所） （複数の地番がある場合は全て記入）			☐ 有 ☐ 無
2	事業予定地の面積（㎡）			☐ 有 ☐ 無
3	事業予定地の登記地目 （複数ある場合各々の地目と面積（㎡）を記入）			☐ 有 ☐ 無
	※現況地目が登記地目と異なる場合は、右欄に現況地目を記入してください。			☐ 有 ☐ 無
4	土地所有者名			☐ 有 ☐ 無
5	発電事業者	事業者名		☐ 有 ☐ 無
6		代表者名		☐ 有 ☐ 無
7		住 所		☐ 有 ☐ 無
8		電話番号		☐ 有 ☐ 無
9		担当者名		☐ 有 ☐ 無
10		緊急連絡先		☐ 有 ☐ 無
11	総発電出力（kW）			☐ 有 ☐ 無

※事項 1～11 まですべてを記入し、変更の「有」「無」にチェックを入れてください。

※事項の 1～3、11 が変更となった場合には、太陽光発電施設の設置予定場所の位置図、配置図を添付してください。

※提供いただいた情報は、必要に応じ、市町、県、国の間で共有させていただきます。

「太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧」

太陽光発電施設の設置に係る主な手続きは以下のとおりです。
 その他地区計画の区域内や風致区域内での市町条例等に基づく手続きなど、これ以外の手続きが必要となる場合があります。
 手続きに不備や漏れがないよう、下記相談先や市町に確認の上で、手続きを行ってください。

No	法令等名	主な手続きの概要	手続きの 類型	相談窓口	電話番号
1	三重県環境影響評価 条例	土地の造成を行う場合、施行区域の面積が10ha以上のものは簡易的環境アセスメント、20ha以上のものは環境アセスメントの実施が必要になります。 「大規模太陽光発電（メガソーラー）事業と環境アセスメントについて」 http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/87949000001.htm	環境影響 評価手続 き	三重県環境生活部 地球温暖化対策課	059-224-2366
2	環境影響評価法	太陽電池発電所を設置する場合、出力が4万kW以上のものは第1種事業、3万kW以上4万kW未満のものは第2種事業として環境アセスメントの実施が必要になります。 「発電所環境アセスメント情報」 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/index_assessment.html	環境影響 評価手続 き	経済産業省電力安全課	03-3501-1742
3	自然公園法 （三重県立自然公園 条例）	整備個所が、自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）内であれば、以下の手続きが必要です。 ・特別地域内での土地の形状変更、工作物の設置等をする場合、許可が必要です。 ・普通地域内での土地の形状変更、一定規模を超える工作物の設置等をする場合は、工事着手の30日前までに届出が必要です。 （三重県自然公園図） http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000622771.pdf （三重県の自然公園） http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/04809001255.htm	許可 又は届出	各地域の三重県農 林水産事務所森 林・林業室	（四日市） 059-352-0655 （津） 059-223-5085 （松阪） 0598-50-0568 （伊勢） 0596-27-5265 （伊賀） 0595-24-8143 （尾鷲） 0597-23-3502 （熊野） 0597-89-6134
4	自然環境保全法 （三重県自然環境保 全条例）	自然環境保全地域（自然環境保全法で指定するもの）内で開発行為を行う場合は、法に基づく手続きが必要です。	許可 又は届出	中部地方環境事務 所	052-955-2130
		三重県自然環境保全地域内（三重県自然環境保全条例で指定するもの）で開発行為を行う場合は、条例に基づく以下の手続きが必要です。 ・特別地区で開発行為を行う場合は許可が必要です。 （自然環境の保全にに支障を及ぼす恐れが少ないこと） ・普通地区でパネル面積が200㎡を超える開発行為を行う場合は届出が必要です。	許可 又は届出	各地域の三重県農 林水産事務所森 林・林業室	（四日市） 059-352-0655 （津） 059-223-5085 （松阪） 0598-50-0568 （伊勢） 0596-27-5183 （伊賀） 0595-24-8143 （尾鷲） 0597-23-3502 （熊野） 0597-89-6134
		1ヘクタールを超える自然地（樹林地、農地、湿地等）が含まれた開発行為を行う場合は、条例に基づく開発行為届出が必要になります。 http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/05978000396.htm	届出		
		開発（事前調査を含む。）に伴い、三重県指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲、採取、殺傷、損傷(以下捕獲等といいます。)をしようとする者は、30日前までに、知事に届出が必要となります。 ・届出があった場合であっても、その種の存続に支障を及ぼす恐れがあると認められるときは、捕獲等を禁止・制限等する場合があります。 http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/04803000595.htm	届出	三重県農林水産部 みどり共生推進課	059-224-2578
5	森林法	保安林 ・開発する箇所が保安林に指定されていないか確認が必要です。	指定 の解除	三重県農林水産部 治山林道課	059-224-2573
		開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が0.5haを超える場合は、林地開発許可が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/13077015106.htm	許可		
		開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が0.5haを超えない場合は、あらかじめ市町へ伐採及び伐採後の造林の届出書の提出が必要です。	届出	各市町の林業担当 課	各市町の 林業担当課

No	法令等名	主な手続きの概要	手続型の 類型	相談窓口	電話番号
6	三重県水源地域の保全に関する条例	地域森林計画の対象民有林であり、かつ、水源地域に指定された土地について売買等の契約をしようとする時は、契約を締結しようとする日の３０日前までに知事に届け出が必要です。届出書は、対象となる土地を管轄する県農林（水産）事務所森林・林業室に提出してください。 【売買等の契約について】次の７つの契約を言います。 ①売買契約、②贈与契約、③交換契約、④地上権を設定し又は移転する契約、⑤地役権を設定する契約、⑥使用貸借による権利を設定し又は移転する契約、⑦賃借権を設定し又は移転する契約 届出対象の土地であるかどうかは、次のページでご確認いただけます。水源地域に指定された土地となっているかどうかを確認した上で、地域森林計画の対象民有林であるかどうかをご確認ください。 【水源地域に指定された土地について】大字単位で指定しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000618145.pdf 【地域森林計画の対象民有林】 http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/000117154.htm	届出	三重県農林水産部 みどり共生推進課 又は各地域の県農林（水産）事務所 森林・林業室	（県庁） 059-224-2513 （四日市） 059-352-0655 （津） 059-223-5091 （松阪） 0598-50-0568 （伊勢） 0596-27-5265 （伊賀） 0595-24-8142 （尾鷲） 0597-23-3504 （熊野） 0597-89-6134
7	農地法	登記地目が田・畑などの農地又は登記地目に関わらず現況が農地である場合は、農地法の転用手続きが必要です。転用する農地の所在地及び面積により、市町又は県が許可権者になりますが、申請窓口は全て各市町農業委員会になりますので、詳細は各市町農業委員会にお問い合わせください。	許可 又は届出	各市町農業委員会 又は 三重県農林水産部 農地調整課	各市町農業委員会 又は 三重県農林水産部 農地調整課 （059-224-2550）
8	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内農用地区域の開発行為には県の許可が必要ですが、太陽光発電施設に関しては原則不許可となります。	許可	各市町の農業振興 担当課又は三重県 農林（農政・農林 水産）事務所農政 担当課	各市町の農業振興 担当課又は三重県 農林（農政・農林 水産）事務所農政 担当課
9	文化財保護法	・史跡・名勝・天然記念物の国・県指定地において現状変更等を行う場合は、許可が必要です。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地内の土木工事は、規模に関わらず届出・通知が必要です。（民間事業者は届出、国・地方公共団体等は通知） 協議の結果、埋蔵文化財の破壊が免れないと判断された場合は、記録保存のための発掘調査が必要となり、発掘調査が終了すれば施工可となります。 ・工事中に遺跡を発見した場合は、届出・通知が必要です。	許可 又は届出	各市町の教育委員会	各市町の教育委員会
10	鳥獣保護管理法	鳥獣保護区内の特別保護区に建築物等を新築・改築・増築する場合、または、同区内で木竹の伐採をする場合は許可が必要です。 （三重県鳥獣保護区等位置図）以下ページ内に掲載されています。 http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/000126727.htm	許可	三重県農林水産部 獣害対策課	059-224-2020
11	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区域内において各種の開発行為を行う場合、許可又は届出が必要です。 開発（事前調査を含む。）に伴い、国内希少野生動物種および緊急指定種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可が必要になります。	許可 又は届出	中部地方環境事務所 野生生物課	052-955-2139
12	景観法 （三重県景観づくり条例）	①右記１０市の景観計画に基づく手続きについては、別途該当市の景観法所管課にお尋ねください。 ②以下の項目に該当する場合は、三重県景観計画に基づく手続きが必要です。ただし、熊野川流域景観計画の区域においては、規模に関わらず届出が必要となります。 ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（太陽光発電施設については、高さ13mを超えるもの又は太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超えるもの。擁壁、さく、塀については、高さ5m超かつ長さ10mを超えるもの。） ・開発行為又は土地の開墾その他土地の形質の変更（行為に係る土地の面積の合計が3,000㎡超、又は行為に伴い生じる擁壁・法面が高さ5m超かつ長さ10m超） ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（高さ13mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもの） http://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/p0016000009.htm	届出	①桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、志摩市、鳥羽市、伊賀市 ②上記以外の市町 三重県県土整備部都市政策課	①該当市の景観法所管課 ②059-224-2748

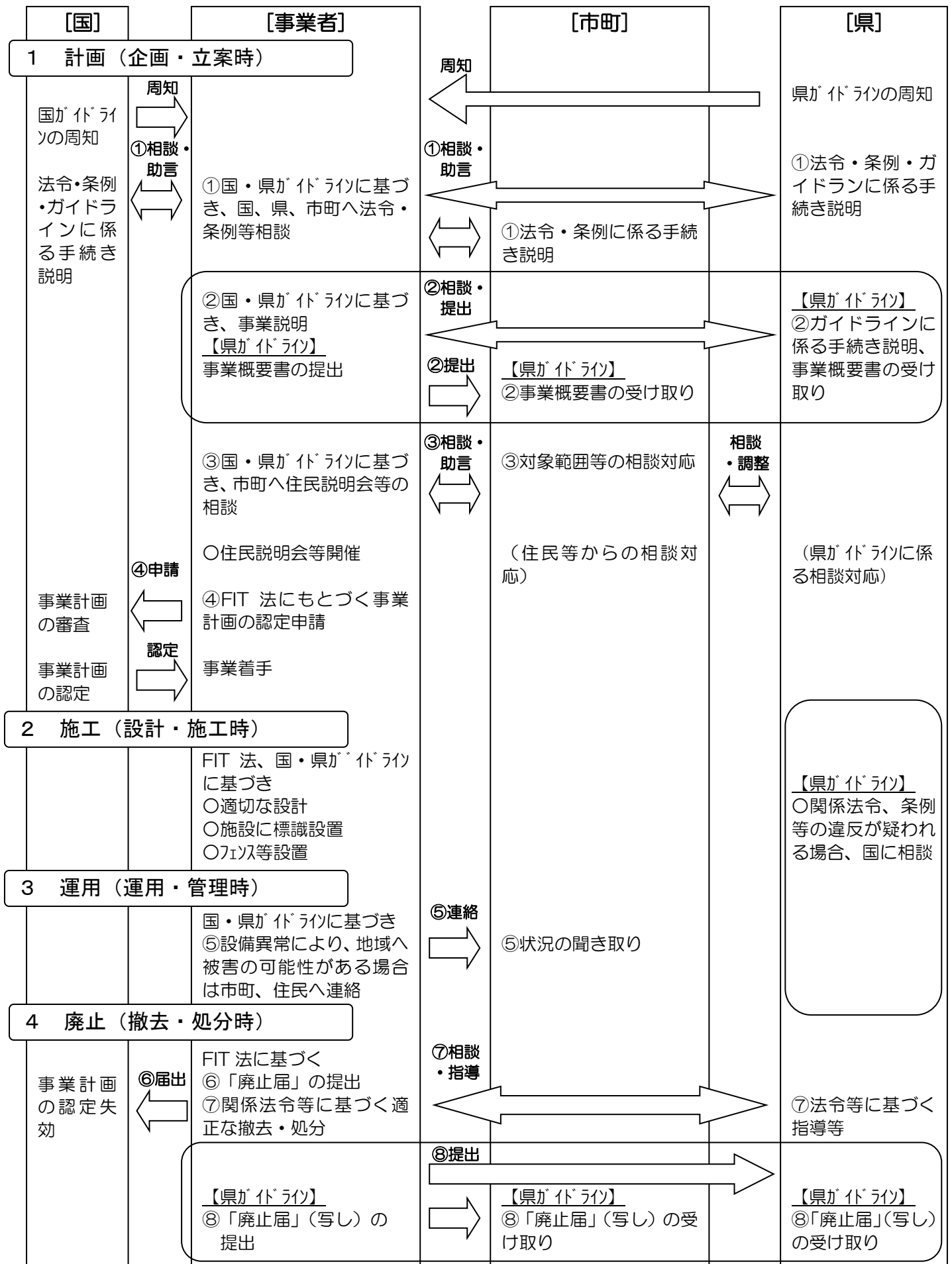
No	法令等名	主な手続きの概要	手続型の 類型	相談窓口	電話番号
13	都市計画法	建築物に該当しない太陽光発電パネルの設置を目的とした造成は、都市計画法に規定する開発行為に該当せず、開発許可手続きは不要です。 また、付属建築物がある場合でも、主として付属建築物の建築を目的とした造成ではないことから、同様に開発行為に該当せず、開発許可手続きは不要です。	許可	①桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市 上記以外の市町の場合 ②三重県県土整備部建築開発課 ③各地域の建設事務所建築開発室（課）	①各市の開発窓口 ②059-224-3087 ③各地域の建設事務所建築開発室（課）
		・都市計画施設又は市街地開発事業の区域内において、建築物の建築を行う場合は、建築の許可が必要です。 ・都市計画事業地内において、事業施行の障害となるおそれがある建築等を行う場合も建築等の許可が必要です。	許可	①各市の都市計画法所管課 ②町の場合 各地域の建設事務所建築開発室（課）	①各市の都市計画法所管課 ②各地域の建設事務所建築開発室（課）
14	関係市町の風致地区条例	風致地区において、建築物等の確認や宅地造成等を行う場合は、許可が必要です。	許可	四日市市、津市、多気町、伊勢市、鳥羽市	関係市町の所管課
15	都市緑地法	緑地保全地域では、建築物その他の工作物の新築等を行う場合は届出が必要です。また、特別緑地保全地区では、許可が必要となります。（R5.3.31時点で国からの緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定はありませんでした。なお、今後指定される可能性があります。）	許可又は届出	三重県県土整備部都市政策課	059-224-2718
16	河川法	・県が管理する河川区域等に入っている場合は、許可が必要です。 ・国が管理する河川の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所のほか、市町が管理する河川の場合は、各市町の土木担当課が窓口です。	許可	各地域の三重県建設事務所 管理課	（桑名） 0594-24-3662 （四日市） 059-352-0667 （鈴鹿） 059-382-8683 （津） 059-223-5203 （松阪） 0598-50-0586 （伊勢） 0596-27-5202 （志摩） 0599-43-9627 （伊賀） 0595-24-8208 （尾鷲） 0597-23-3527 （熊野） 0597-89-6141
17	砂防法	砂防指定地内の民有地における土地の形状変更について、県砂防条例に関する許可が必要です。	許可		
18	地すべり等防止法	地すべりの危険がある指定された区域内の民有地における土地の形状変更について、許可が必要です。	許可		
19	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の民有地における土地の形状変更について、許可が必要です。	許可		
20	三重県土採取規制条例	土を採取（切土、床堀その他土地を掘削する行為）する区域の面積が1,000㎡以上の場合は当該条例の認可が必要です（ただし、他の法令に基づく認可等に係るものは除きます）。	認可		
21	道路法	・工事等で県が管理する道路を占用等する場合は、許可が必要です。 ・国が管理する道路の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、市町が管理する道路の場合は、各市町の土木担当課が窓口です。	許可		
22	三重県屋外広告物条例	看板等を設置する場合、許可が必要な場合があります。	許可	①津市、鈴鹿市、松阪市、桑名市、大紀町、大台町 ②上記以外の市町	①各市町の屋外広告物条例所管課 ②NO.15～20と同じ
23	海岸法	・海岸保全区域内の民有地における工作物の設置等について、海岸法に関する許可が必要です。 ・市町が管理する漁港の場合は、各市町の漁港担当課が窓口となります。 ・四日市港については、右欄下段の担当課が窓口となります。	許可	各地域の三重県建設事務所 管理課	NO.15～20と同じ
				（漁港海岸） 各地域の三重県農林水産事務所水産室 （農地海岸） 各地域の三重県農林水産事務所農村基盤室	（漁港海岸） 各地域の三重県農林水産事務所水産室 （農地海岸） 各地域の三重県農林水産事務所農村基盤室
				（四日市港） 四日市港管理組合港営課	（四日市港） 059-366-7013
24	港湾法	・港湾隣接地域及び臨港地区内の民有地における工作物の設置等について、港湾法等に関する許可等が必要です。 ・四日市港については、右欄下段の担当課が窓口となります。	許可	各地域の三重県建設事務所 管理課	NO.15～20と同じ
				（四日市港） 四日市港管理組合港営課	（四日市港） 059-366-7013

No	法令等名	主な手続きの概要	手続型の 類型	相談窓口	電話番号
25	漁港漁場整備法	・漁港区域における工作物の設置については許可が必要な場合がある。 ・市町が管理する漁港の場合は、各市町の漁港担当課が窓口となります。	許可	各地域の三重県農 林水産事務所水産 室	各地域の三重県農 林水産事務所水産 室
26	土壌汚染対策法 （三重県生活環境の 保全に関する条例）	3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、土壌汚染対策法第4条第1項に基づき、着手日の30日前までに届出が必要となります。ただし、次のいずれにも該当しない土地の形質の変更については、届出は不要となります。 ① 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること ② 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと ③ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること なお、届出された土地において、特定有害物質による汚染のおそれがあると認められるときは、土壌汚染対策法第4条第2項に基づき、当該土地の汚染の状況について調査命令がかかることがあります。 また、一定規模（3,000㎡、ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている土地等にあつては900㎡）以上の土地の形質を変更しようとするときは、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の2第1項に基づき、当該土地における過去の特定有害物質の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置の状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録する必要があります。	届出	①各地域（四日市 市市内は除く）の 三重県地域防災総 合事務所（地域活 性化局）環境室 ②四日市市内 四日市市環境部環 境政策課	①各地域の地域防 災総合事務所（地 域活性化局）環境 室 http://www.eco.pr ef.mie.lg.jp/poli cy/100010/soshiki /main.htm ②059-354-8188
27	国土利用計画法	一定面積以上の土地売買等をする場合は、届出が必要です。 ① 市街化区域 2,000㎡以上 ② ①を除く都市計画区域 5,000㎡以上 ③ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上 http://www.pref.mie.lg.jp/common/06/ci500004023.htm	届出	三重県地域連携部 水資源・地域プロ ジェクト課	059-224-2010
28	道路交通法	発電設備の工事等の際に道路を使用する場合、事前に所轄警察署の許可が必要です。 ①設置工事、作業の際に道路を使用する場合 ②運搬及び建設時に、車両の積載重量、大きさ又は積載方法の制限を超えて運転する場合	許可	①車両の出発地の 警察署 ②所轄警察署	該当警察署
29	建築基準法	土地に自立する太陽光発電設備については、架台下の空間に人が立ち入るもの（メンテナンスのみに立ち入るものを除く）、又は、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管若しくは格納その他の屋内的な用途に使用するものは、建築物に該当し、原則として建築確認申請が必要です。	確認申請	① 桑名市、四日 市市、鈴鹿市、津 市、松阪市、伊賀 市、名張市、亀山 市 ＊伊賀市、名張 市、亀山市は小規 模な建築物等のみ ② ①以外の市町 にある階数4以上 又は2,000㎡以上の 建築物は、三重県 県土整備部建築開 発課 ③ ①以外の市町 にある②の規模以 外の建築物は、各 地域の建設事務所 建築開発室（課）	① 各市の所管課 ② 059-224-2709 ③ 各地域の建設事 務所建築開発室 （課）
30	建築物のエネルギー 消費性能の向上に関 する法律	建築物※の新築、増築、改築で当該部分の床面積の合計が300㎡以上の規模の場合は、届出が必要です。 ※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、No. 29を参照	届出	③ ①以外の市町 にある②の規模以 外の建築物は、各 地域の建設事務所 建築開発室（課）	
31	三重県ユニバーサル デザインのまちづく り推進条例	①開発行為等において、歩道、公園緑地を設置する場合は、事前に協議が必要となります。 ②建築物※のうち、特定施設に該当するものの新築等を行う場合は、事前に協議が必要となります。 ※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、No. 29を参照 http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/20877012606.htm	事前協議	①三重県健康福祉 部健康福祉総務課 ②については以下 のとおり イ 桑名市、四日 市市、鈴鹿市、津 市、松阪市 ロ イ以外の市町 にある階数4以上 又は2,000㎡以上の 建築物は、三重県 県土整備部建築開 発課 ハ イ以外の市町 にあるロの規模以 外の建築物は、各 地域の建設事務所 建築開発室（課）	①059-224-3349 ② イ 各市の所管課 ロ 059-224-2709 ハ 各地域の建設 事務所建築開発室 （課）

No	法令等名	主な手続きの概要	手続型の 類型	相談窓口	電話番号
32	電気事業法	出力規模によって、以下の手続きが必要となります。 ・工事計画、保安規程の届出、電気主任技術者の選任、使用前自主検査の実施、使用前自己確認の実施、安全管理審査の実施等	届出	中部近畿産業保安 監督部電力安全課	052-951-2817
33	消防法	発電事業の実施に際して、危険物に指定される物質を一定量を使用する場合、事前に市町の許可が必要です。	許可	各市町の消防担当 課	各市町の担当課
34	騒音規制法、振動規制法 (三重県生活環境の 保全に関する条例)	(特定) 建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、所定の届出が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/12145014720.htm ※ (特定) 建設作業の種類 (機種・作業内容等によっては該当しない作業もあります。) (1) 騒音関係 ・くい打機・くい抜機・くい打くい抜機、びょう打機、さく岩機、空気圧縮機、一定出力以上のバックホウ・トラクターショベル・ブルドーザーを使用する作業 ・一定規模以上のコンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 (2) 振動関係 ・くい打機・くい抜機・くい打くい抜機、鋼球、舗装版破碎機、ブレーカーを使用する作業	届出	①作業場所が多気町・明和町・大台町の場合： 松阪地域防災総合事務所環境室 ②作業場所が南伊勢町・度会町・大紀町の場合： 南勢志摩地域活性化局環境室 ③作業場所が紀北町の場合： 紀北地域活性化局環境室 ④作業場所が御浜町・紀宝町の場合： 紀南地域活性化局環境室 ⑤作業場所が上記①～④以外の市町の場合： 該各市町環境担当課	①0598-50-0530 ②0596-27-5405 ③0597-23-3469 ④0597-89-6937 ⑤該各市町担当課
35	建設リサイクル法	特定建設資材（コンクリート、アスファルト、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材）を用いた建築物や土木工作物等を解体する工事又は特定建設資材を使用する新築工事や土木工事であって、一定規模以上の工事の場合、届出又は通知をしなければなりません。	届出	各地域の県建設事務 所または市担当課	「建設リサイクル 法の受付窓口一 覧」 http://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/23929023472.htm
36	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域（最終処分場跡地）において、宅地造成、土地の掘削、工作物の設置、開墾等、土地の形質の変更を行おうとする場合には、届出が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/11153014408.htm	届出	指定区域が所在する 地域を所管する、各 地域機関環境室	各地域機関環境室
37	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する 条例	土砂等の埋立て等を行おうとする者は、3,000㎡以上かつ高さ1mを超える埋立て等を行おうとするときは、埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事の許可が必要です。 また、許可申請に先立って、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、申請書の内容を周知させるための説明会を申請を行う日の30日前までに開催する必要があります。	許可	大気・水環境課 各地域の三重県地 域防災総合事務所 (地域活性化局) 環境室	(大気・水環境 課) 059-224-2382 (桑名) 0594-24-3624 (四日市) 059-352-0593 (鈴鹿) 059-382-8675 (津) 059-223-5083 (松阪) 0598-50-0530 (伊賀) 0595-24-8078 (南勢志摩) 0596-27-5405 (紀北) 0597-23-3469 (紀南) 0597-89-6937

No	法令等名	主な手続きの概要	手続型の 類型	相談窓口	電話番号
38	農業用ため池の管理 及び保全に関する法律	特定農業用ため池における工作物の設置等について、農業用ため池の 管理及び保全に関する法律に関する許可が必要な場合があります。	許可	各地域の三重県農 林水産事務所水産 室農村基盤室	(桑名) 0594-24-3826 (四日市) 059-352-0646 (津) 059-223-5140 (松阪) 0598-50-0558 (伊勢) 0596-27-5176 (伊賀) 0595-24-8126 (尾鷲) 0597-23-3493 (熊野) 0597-89-6128

国・県ガイドラインの手続きフロー



三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン

平成 29（2017）年 6 月 30 日 策定

平成 29（2017）年 7 月 1 日 施行

平成 30（2018）年 7 月 10 日 改訂

令和 2（2020）年 7 月 27 日 改訂

令和 3（2021）年 12 月 1 日 改訂

令和 4（2022）年 4 月 1 日 改訂

令和 5（2023）年 4 月 12 日 改訂

三重県雇用経済部新産業振興課

〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地

TEL：059-224-2316